

会 議 録

会議の名称	第17回 本荘由利一市七町合併協議会
開催日時	平成16年 5月21日(金) 午後0時30分
開催場所	本荘由利広域交流センター
出席者氏名	「出席者名簿」のとおり
欠席者氏名	木内忠一委員(由利町)
<p>1. 開 会 2. 会長あいさつ 3. 会議録署名委員の指名について 4. 議 題</p> <p>(協議事項)</p> <p>協議第55号 字の区域及び名称の取扱い(その2)について 協議第56号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて 協議第57号 新市まちづくり計画(案)について 協議第33号 議会の議員の定数及び任期の取り扱いについて(継続協議)</p> <p>5. その他 6. 閉 会</p>	
会議の経過	別添のとおり

別紙 出席者名簿

会 長 柳 田 弘

委員(40名)

1号委員		2号委員		3号委員	
副会長	佐々木 秀 綱	委 員	齊 藤 好 三	委 員	東海林 京 子
"	佐 藤 清 圓	"	工 藤 兼 雄	"	村 岡 兼 幸
"	加 藤 鈺 一	"	大 場 重 夫	"	茂 木 好 文
"	阿 部 満	"	佐 藤 實	"	鈴 木 清
"	阿 部 幸 悦	"	阿 部 一 雄	"	高 橋 良 一
"	三 浦 孝 郎	"	前 川 侔	"	三 浦 稔
"	佐 藤 源 一	"	村 上 亨	"	尾留川 正
		"	佐 藤 千 秋		
		"	成 田 正 雄	"	佐々木 正 男
		"	小 松 敏 博	"	小笠原 良 一
		"	遠 藤 忠 平	"	長谷川 光
		"	小 松 義 嗣	"	金 子 拓 雄
		"	齊 藤 栄 一	"	三 浦 重 夫
		"	鈴 木 澄 夫	"	須 田 妙 子
		"	藤 原 友 一	"	松 田 訓
		"	眞 坂 孝 衛	"	大 友 あつ子
				4号委員	
				委 員	井 上 文 夫

幹 事 (16名)	
幹事長	鷹 照 賢 隆
副幹事長	小 松 久 男
幹 事	佐 藤 徳 弥
"	佐々木 登
"	伊 藤 正 弘
"	小笠原 察 雄
"	三 浦 昭 夫
"	村 上 隆 司
幹 事	齋 藤 隆 一
幹 事	土 田 隆 男
幹 事	早 川 修 一
幹 事	莊 司 和 夫
幹 事	藤 原 秀 一
幹 事	小 松 慶 悦
幹 事	加 賀 秀 喜
幹 事	佐 藤 善 昭

事 務 局		
局 長	佐々木 均	三 浦 啓 助
副局長	村 上 健 司	佐 藤 和 広
次 長	熊 谷 正	伊 藤 康
次 長	渡 部 進	
調整第1 班長	佐 藤 俊 一	
調整第2 班長	佐 藤 一 喜	
調整第3 班長	遠 藤 晃	
計画班長	伊 藤 篤	
電算推進 班長	齋 藤 一 昭	佐 藤 徳 和
総務班長	三 浦 清 久	

午後0時30分 開 会

○事務局

これより第 17 回本荘由利一市七町合併協議会を開会いたします。
最初に次第の2、会長あいさつをお願いします。

○柳田会長

第 17 回の合併協議会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

一市七町の合併協議会も回を重ねて第 17 回目となりました。これまで多くの協議を重ねてまいりましたが、前回の協議会終了後に行いました新市まちづくり計画の事業計画、財政計画につきまして、秋田県との内協議を行っており、県からの調整と本日の委員各位のご意見をもとに今回の協議会で、委員各位の同意を得ますと、県に対しまして正式に協議を申請する運びとなります。

当協議会におかれましては、いよいよ新市スタートするための準備に向けての協議となります。そういう意味でも各位からよろしくご協力のほどお願い申し上げまして、あいさつといたします。

○事務局

ありがとうございました。

それでは、これより協議に入らせていただきます。

会議の議長は合併協議会規約第 10 条第2項の規定に基づきまして、会長が当たることになっておりますので会長よろしくをお願いします。

○柳田会長

それでは議長を務めさせていただきますので、よろしくをお願いします。

これより議事に入ります。本日の出席委員は 40 名であります。由利町の木内委員より欠席の届け出があります。出席委員は定数に達しております。本協議会に説明のため、幹事の出席を求めています。

次第の3、会議録署名委員を指名いたしたいと思えます。

会議録署名委員は、会議運営規程第8条第2項の規定により、本荘市の斉藤好三委員、矢島町の茂木好文委員を指名します。

なお、本日の会議時間は、午後3時 30 分までの3時間を予定しております。

これより協議事項に入ります。協議第 55 号「字の区域及び名称の取扱い(その2)について」事務局から説明を願います。

○事務局

1ページでございます。協議第 55 号「字の区域及び名称の取扱い(その2)について」ご説明をいたします。

第 11 回の協議会において、その1といたしまして、「字の区域は現行のとおりとする」ことを確認いただきました。また、現行の字の名称の前に当該字の属する地方公共団体の名称を付することができるものとするということも確認されておりますが、この「付する、付さない」という取扱いについては、新市の名称決定後、各市町においてそれぞれ検討をしていただくことにしております。

今回、(その2)として提出いたしましたのは、各市町において検討いただいた結果について提出をし、確認を願うものでございます。調整内容を申し上げます。

(1)本荘市、由利町及び大内町は、現行の大字の前に現市町名を付さない。

(2) 矢島町、西目町及び鳥海町は、現行の大字の前にそれぞれ「矢島町」、「西目町」、「鳥海町」の名称を付する。

(3) 岩城町及び東由利町は、現行の大字の前にそれぞれ「岩城」、「東由利」の名称を付する。

(4) 表示、読み方が類似している大字名については、当該地域の住民の意向を尊重し、今後関係市町間で調整するものとする。

という内容でございます。

3ページ、4ページをご覧ください。各市町の大字名の一覧を50音に記載いたしました。上段には、先ほどの調整内容(1)、(2)、(3)によりまして、具体的に例示をお示しいたしました。また、調整内容の(4)でございますが、例を申し上げますと本荘市にございます「三川」と大内町にございます「三川」が新市においては「由利本荘市三川」というように同一の表示、読み方の字名となってしまう。このような場合には今後関係市町間で調整を行っていただきますが、当該地域住民皆さんの意向を十分尊重して進めていくというものでございます。5ページには字名の取扱いに関する法律等を記載してございます。字の名称の変更手続きに関しましては、地方自治法に定められておりますので、その法令に基づき合併日において施行できるよう、今後事務を進めていくこととなります。

以上でございます。

○柳田会長

ただいま事務局から説明ありましたが、ご質問、ご意見ございませんか。ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

ないようでありますので、協議第55号「字の区域及び名称の取扱い(その2)について」は確認をいただいたものと決定いたします。

次に協議第56号「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」事務局から説明を願います。

○事務局

6ページをお開きください。協議第56号「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」ご説明いたします。調整方針を朗読いたします。

新市に1つの農業委員会を置き、一市七町の農業委員会の選挙による委員であった者のうち、80人は市町村の合併の特例

に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月31日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員とし

て在任する。

新市の農業委員会の選挙については、選挙による委員の定数を30人とし、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項に

規定する選挙区を設ける。選挙区は8とし、現在の各市町に設ける。

ただし、各選挙区における選挙すべき委員の定数については、新市において調整する。

という内容であります。8ページが、各市、町の現況でございます。各市、町の選挙委員定数、選任委員の数、及び任期を記載しております。①の選挙委員定数の一市七町の合計は90名となっております。また、②の選任委員の合計は38名であります。任期については、由利町が平成16年10月24日まで、東由利町が平成16年4月30日までとなっており、その他の市、町は平成17年7月19日となっております。10ページをご覧ください。農業委員会の設置数についてでございますが、左側の項目(2)の合併後の農業委員会設置可能数の欄をご覧ください。ここに

記載してありますように、農業委員会の設置数は原則として新市に1つであります。新市の区域の面積が2万4,000ヘクタールを超えるか、または農地面積が7,000ヘクタールを超えた場合は、(3)に記載してあります根拠法令により、2つ以上の農業委員会を置くことができることになっております。上段の(1)のデータの合計欄をご覧ください。区域の面積が12万904ヘクタール、農地面積が1万1,723ヘクタールということで、それぞれその面積要件を大きく超えておりますが、調整内容といたしましては、新市での一体性の確保という観点から、1つの農業委員会を置くということで調整しております。資料のほう、前に戻りまして9ページをご覧ください。上の表であります。合併後の新市に1つの委員会を置く場合、選挙委員の定数や任期について原則で行うか、在任特例を適用するか、2つの方法があります。原則によった場合は、委員は合併の前日に失職し、合併の日から50日以内に選挙を行うこととなります。その場合の定数は新市の条例で定める定数であり、任期は3年となります。一方、在任特例を適用すると現在の委員のうち、80名を超えず10名を下回らない範囲で、1年以内の期間、そのまま在任することとなります。調整方針としては、合併特例法による在任特例を適用するというで提案しております。在任特例を適用する理由であります。合併と同時に、農業委員が失職した場合、選挙までの期間のおおむね2カ月間は農業委員がいないこととなります。その場合、法令業務をはじめとする各種証明業務など、農業委員会の所掌事務が執行できないということで、業務に空白期間が生じ、農業者をはじめとする住民へのサービスが確保できないこととなります。一方、在任特例を適用し合併後も引き続き選挙による委員として在任した場合は、農業委員会の事務が滞ることなくスムーズに新市に移行できるというのが大きな理由であります。現在の各市、町の選挙委員定数の合計は90人となっております。特例法で定めている上限の80人を超えてしまうわけですが、この場合は現在の選挙委員の互選により、新市の選挙による委員として在任する委員を定めることになっております。次に任期についてであります。選挙委員の任期については、合併特例法による在任特例を適用しますと、合併後1年を超えない範囲で在任できることになっております。調整方針では平成17年7月31日までということで提案しております。その理由であります。農業委員は3年ごとに全国的に統一選挙が行われます。ちょうど合併の年の平成17年が統一選挙の時期であり、一市七町のうち1市5町が平成17年7月に任期となること。また、比較的農家の農閑期にあたることや、住民に周知しやすい日にちということで平成17年7月31日までという在任特例としたものであります。なお、選任の委員については、特例法の適用がありませんので、合併の前日に失職となります。

次に在任特例終了後の選挙委員の定数についてであります。13ページをご覧ください。

(3)の根拠法令の表にありますように、農業委員会等に関する法律等によりますと、農地面積や基準農業者の数により、20人以下、30人以下、40人以下の3つに区分されております。新市の場合は40人以下の定数が可能となりますが、東北管内の類似団体との比較や、本荘由利地区農業委員会会長会の意向などから、定数を30名として提案するものであります。15ページをご覧ください。選挙区についてであります。現在の各市、町の選挙区はすべて1つの選挙区となっております。農業委員会等に関する法律第10条の2第2項及び同法の施行例において、複数の選挙区を設ける場合にはその分けて設けられるすべての選挙区につき、その区域内の農地面積が500ヘクタール以上となるか、または基準農業者数が600人以上であれば、複数の選挙区を設けることが可能となっております。農業委員会の業務は、現地調査時などの現場の把握が必要であり、地理に十分精通した委員がいたほうが良いということで、複数の選挙区を設けることとし、現在の各市、町を単位とした8つの選挙区を設けるという調整内容であります。ただし、その選挙区ごとの委員定数については、直近の選挙人の数により定数を定めることとなりますので、平成17年3月31日に確定された選挙人の数に比例して、新市において調整するという調整内容であります。

なお、幹事会においては、今後、農業委員会等に関する法律の法改正などがあつた場合には、改正の趣旨を反映させ、柔軟に対応していくことで話し合われております。

以上であります。

○柳田会長

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

ないようでありますので、協議第 56 号「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」は、確認をいただいたものと決定いたします。

次に協議第 57 号「新市まちづくり計画(案)について」事務局より説明を願います。

○事務局

16 ページをお開きいただきたいと思います。

協議第 57 号「新市まちづくり計画(案)について」ご説明をいたします。

新市まちづくり計画については、昨年9月に開催されました第8回合併協議会において、素案として将来構想部分についてご確認をいただいておりますが、今回はこの将来構想部分に事業計画や財政計画などを追加した新市まちづくり計画(案)を提案し、ご協議をいただくものであります。

内容については、先月の第 16 回合併協議会終了後の研修会において、委員の皆様方に詳しくご説明しておりますので、今回は省略をさせていただきますが、一部内容を変更している部分がありますので、その内容についてご説明をいたします。まちづくり計画の 76 ページをお開きいただきたいと思います。

「6、心ふれあう情報と交流のまち」の欄でございますが、この中の高度情報通信基盤の整備の欄をご覧いただきたいと思います。この中の網掛けになっている部分がありますが、「地域イントラ基盤整備事業」であります。この事業が追加されております。

この事業は合併後、本町と各総合支所間、あるいは主要公共施設を光ファイバケーブルで接続し、高速情報通信を図るという事業であります。この事業は、国庫補助事業であります。合併と同時にこの地域イントラネットを利用して、住民情報システム等を稼働させる必要があることから、合併前の平成 16 年度事業として補助申請をいたしておりましたが、残念ながら 16 年度事業として採択になりませんでしたので、平成 17 年度事業として再度補助申請をするということで、今回事業計画に追加をいたしましたものであります。この事業の事業費は 14 億 7,348 万 1,000 円で、この財源の内訳は国庫補助が 6 億 9,310 万円、合併特例債が 6 億 9,700 万円、一般財源が 8,338 万 1,000 円であります。

また、この事業を含めた合併後 10 年間の普通建設事業費の合計は 1,204 億 1,708 万 3,000 円となり、これに充当する合併特例債の合計は 456 億 2,680 万円になります。

なお、82 ページと 83 ページの財政計画についても、変更後の計画になっておりますし、委員の皆様へ添付しております資料ナンバー 1 につきましても、変更後の資料となっておりますので、以前に配付しました資料と差し替えをお願いしたいと思います。

合併時から地域イントラネット事業が完成するまでの間は、既存の通信ケーブルのリースなどで対応しながら、住民サービスの低下を招かないように万全を期していきたいと考えておりますし、平成 17 年度事業としてぜひとも採択されるよう関係機関に強力に働きかけをしていきたいと思っております。

また、この新市まちづくり計画については、現在秋田県と内協議中であります。内容についてチェックを受けているところであります。秋田県からの意見や今回委員の皆様方のご意見も含め、調整が必要となれば調整を行い、正案として再度 6 月の合併協議会に提案し、ご確認をいただきました

いと考えております。その後秋田県知事と正式協議を行い、「異議ない旨の回答」を知事から受けて、再度合併協議会に諮り確認をいただいた後に、正式に新市まちづくり計画が決定するという手順になりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○柳田会長

ただいま事務局から説明がありましたが、これは合併推進債で、地域イントラネットを、平成16年に予定しておりましたけれども、国の予算枠の関係でできなくなり、そのため合併後の合併特例債によらなければならないようになるため、違っていることを説明したところであります。

また、建設計画について、手続き上、県に提出し、国の許可がいるわけです。なにせこの計画内容は10年間という長いスパンの中でありますので、ここに書かれているものをそのまま変えないというふうには今までの財政計画からしても難しいのですが、しかし計画を出さないことには合併特例債の対象となれません。

そのため、幹事会で、各町から出されたものについて十分協議し作成してありますが、もう少し変えるべきだとか、付け加えるべきだなどの部分もあるかもしれませんので、ご質問、ご意見ございませんか。はい、斉藤さん。

○斉藤好三委員(本荘市)

本荘市の斉藤でございます。私から確認の意味といいますか、いろいろ新市のこの計画書を読ませていただきました。非常に幅広くいろいろ載っております。特に観光事業等と共生ということでございますが、私はその共生によって新しい新生というものが生まれるんじゃないかと、そういうふうな大事さを認識しているところでございます。「活力とにぎわいのあるまち」というこの計画書73ページに、観光レクリエーションの拠点の整備ということでいっぱい載っております。私はこれに反対するものではございません。大いに賛成でございますが、これの事業費が38億、40億近くです。私が考えているのはこれは皆大事なことですけれども、鳥海、由利、ここはやっぱり山と川と海のある町。そういうある意味では森敦の鳥海山あたりで言わせてもらおうと、これは織り成すといいますか、そういう特色を出すために、やっぱりこの中でも鳥海総合開発、いろんなところを今までも県でも挙がりました。これは当然、県、そして民間の力がなければできませんけれども、私はこの鳥海、由利、そしてマリーンに整備されております島式漁港とか、西目町さんとか、東由利町さん大内町さんのいろいろなことが載っております。それもそういうところにはじめて来て、その効果が活かせるものでないかと、こういうふうに思っております。今の岩城町さんの島式漁港も、非常にこれは構想として私は大きいんですけども、これから必ずいいストックとして、蓄積として私は残ってくるものだと思います。そういう面の中にどういふふう考えていらっしゃるか、基本を聞きたいと思っております。

それから、もう1つ確認の意味で、今日本海沿岸自動車道を平成19年のわか杉国体まで完成ということでございますが、そうなった場合ストロー効化って、よく東京に行くと、中央に行くとこだけ考えているんですけども、私の考えですけども、そういう中で中央からこっちのほうに客を引っ張ると、そういう意味ではやっぱり拠点もそれやっぱり整備しておかなきゃならないということ。

それからもう1つは、日本海沿岸、例えばここも全部新潟、山形、秋田がそうです。沿線の高速化と言われておりますけれども、これはやっぱりなかなかポテンシャルを開発してないと言われるのがJR、確か東日本さんの考え方だと思います。なぜかとなれば、あれは新日本機構、鉄道機構から3兆円でJRを買ったんですから、そういうことを考えますとやっぱり特色のあるものを出していくべきじゃないかと。私は環日本海時代にもこの由利、鳥海由利を拠点、そしてマリーン、もちろん川も含めてですけども、すべてでございまして、この中に出していくというそういう考え方、あればそれをお聞きしたいと思うわけでございます。そういう意味で、私は大事なものはこの中

にもメインをつくっていくこと。そしてそこに皆を呼ぶということですが、相場的に40億出していただいたんですけど、どういうお考えなのか、その点を私はお聞きしたいと思っています。この間の日韓の新聞を見ましても、秋田にはポテンシャルがあると、こう韓国の航空会社が言っていましたけれども、それをやっぱり開発するのは新しい新市であり、県であり、民間と一緒にっていくという姿でないかなと思っています。そこら辺のお考えを私にちょっとお聞かせ願いたいと思っています。よろしくどうぞお願いします。

○柳田会長

はい、事務局。

○事務局

ただいまのご質問でございますが、観光に対する施策において特に予算の面でというか、事業費の面で不十分ではないかというご質問でございますが、新市、由利本荘市の重要な施策の1つには観光施策を位置づけております。

ご指摘にもありましたように、霊峰鳥海山と日本海という雄大な観光資源を持つ新市としましては、観光開発に力を入れ、お客さんを呼ぶ、誘客に力を入れてまいりたいと考えておまして、基本方針にも観光振興というものを取り上げてございます。37ページにもございますけれども、ゾーンニングということで鳥海山麓観光交流ゾーンと、それから沿岸観光交流ゾーンという2つの観光交流ゾーンを有機的に活用してまいりたいというふうに考えているところでございます。

なお、事業費の点についてでございますが、観光振興というものは地元企業や、中央の大手観光開発会社等との民間活力を十分に活用していくことが観光振興、そして誘客につながるものではないかということをお考えして、民間活力に期待したいと考えております。当然、そのための基盤の整備につきましては、行政としてやっていかなければならないと、そういうことで考えておりますが、民間の活力を大いに利用していきたいということでございます。そのため拠点としての日本海沿岸自動車道、そしてJRの高速化ということについても、これから要望して参りたいと思っておりますし、今ご質問にありました鳥海山、矢島高原、由利原高原、それとそれらの観光資源、そして日本海、特に島式漁港と言われておりますが、この漁港は水産関係だけの漁港、水産業に限らず観光産業にも貢献できるものではないだろうかということで、基本計画の中にいろいろとそういうことを踏まえまして、ゾーンニングさせていただきました。そこはわかるけれども、まだ事業費の面でということもあろうかと思っておりますが、まず民間活力というようなことに期待したいということでしたので、ご理解いただきたいと思っております。以上です。

○柳田会長

ただいまの本荘市の齊藤さんからの質問は、73ページですか、ここの中に観光ということで約38億、特例債の中で。そしてもう一方には、一体事業としては2億、これは看板だとか書いているけれども、この新市の合併の特色というのを考えた場合に、海があつて山がある、これが大きな観光資源です。雇用の確保のためにも、製造業がこういう大変なときだけに、国が今観光立国を目指して、小泉首相が先頭になって今動き出しております。秋田県の中で、由利本荘市の目玉であります鳥海山は手つかずのような状態であります。これはただ単に一市七町合併の由利本荘市だけの問題以上に、県が率先して取り組むべき課題として、やるべきものと考えられます。これまで1市10町、それぞれこの観光には取り組みましたが、これから新市としてこの観光事業を推進しなければならないということをお齊藤さんが述べられました。それでこの計画の内容は、十分だろうか、もう少し修正する部分があつてもいいんじゃないだろうかとの、ご指摘だと思います。

私、冒頭申し上げましたように、これは建設計画、要するに合併特例債での期限というのは10年なんですね。それで10年の中にやるべき様々な項目ありますが、10年の中にはまた様々な変化もありましょう。今早くしなければと思ったものでも、3年後になってみると、そんなに急がなくと

もよかった、あるいは、その反対のことも生じます。これは新市での対応となりますが、今大きな課題については、きちんと意識の中にも持っていてほしいと、持つべきだと思いますが、斉藤さん、どうでしょうか。

○斉藤好三委員(本荘市)

そういうふうなことをきちんとして、つくっていかなければ、これからのJR羽越線関係の陳情に新潟、山形、秋田でやっていますけれども、何もやらなくて自分たちでやらなくて、そこに通したってこっちも会社だってそんなこと言わず、やっぱりそういう人を私たちも運びたいしということ言っていましたので、そういうことをひとつ強く要望しておきたいと思います。

それからもう一つ、一体事業の誘導案内看板に英語とありますが、ハンゲル語とか、中国語等も入れてもらいたいと思います。

それからもう一つは今外国に行っている日本の観光客は1億1千2百万人ぐらいなんではないでしょうか。日本に来るのは確か400万人ちょっとぐらいじゃなかったですか。その大半をここに呼ぶような努力をしていただきたいと、こう念願して、一言要望して質問を終わりたいと思います。以上です。

○柳田会長

今、鳥海山のことになれば矢島町と鳥海町さん、一番身近ですからご意見あろうかと思しますので、どうぞ。まず矢島町さんのほうから。

○大場重夫委員(矢島町)

せっかくご指名いただきましたので、先月もお願いしたわけですが、回答は誘客に努めるということでございます。

鳥海山に対する認識は一応に持っているわけですが、鳥海山の目玉というものをどのように1市7町の皆さんは理解しているのかどうか。そこらあたりのポイントだと思うんですよ。やはり、反対者もいれば賛成の方もいるでしょうし、例えば5月1日の山開き、確かに山岳四季、全部の車が入っております。それほど鳥海山に関する関心を持っているのは全国的にそういう共通の理念と目的を持っている方も多々いるということを理解してください。ただ、我々足元を見きわめて考えるときにどうしても、鳥海山の目玉というものは、お互いにどういう認識を持っているのか、企画立案した事務局からちょっとお伺いしたいと思います。

○柳田会長

鳥海町さんのほうからも聞いて、合わせて事務局から答えてもらいますか。

○藤原友一委員(鳥海町)

ご指名でございますので、鳥海町の藤原でございます。山口県から昨日視察に来られました。初めてこちらのほうから鳥海山を見たということで、非常に感激といいますか、こんなにきれいな山がここにあったのか、日本の国にあったのかというようにもうびっくりしておりました。ちょうど連休中に、スキー大会、全国レベルの矢島町さんと鳥海町さん、それぞれ別々でやっておりましたけれども、今やめております。そういう残雪というのが非常に秋田県、日本でも数あるわけではないわけですので、せっかく盛り上がったのが今やめている、非常に残念だなとこのように思っておりますし、やはり鳥海山のこの良さを最大限に出していただくように、いろんなまだここにはいろいろ書かれておりますけれども、これ以外でもこれから皆さんの知恵を出していただきたいなど、このようにご要望して終わります。

○柳田会長

それから由利町さんは、かねてから鳥海山というんでしょうか、矢島町、鳥海町についてエールを送られておった経緯もありますし、由利町さんは由利原という大高原を持ち、あの一体の観光としてはすばらしいところだという意味からも、何か由利町さんのほうからありませんか。

○村上 亨委員(由利町)

由利町の村上です。私どもも由利町もどこが由利町として、ほかに誇り得るところかと言われれば、やはり由利原高原、鳥海高原と言わざるを得ない状況です。そうしたことで、ここ10年ほどずっと投資をして、そこにまた整備を行ってきたわけですが、なかなか景気の状態等でその売り上げ等は落ちているわけですが、実際今後の観光ということを考えた場合には、由利町、そして矢島町、鳥海町、そしてまた由利本荘市以外の象潟、仁賀保、全体を含めた環鳥海と言ってもいいかもしれませんが、そうした状況の中でぜひともこうした眠っている、ある意味では眠っていると思われるその資源を全国に発信できるような状況をつくれればいいなというふうに考えております。その意味では、男鹿もずっと眠っているような状況でしたけれども、今新しく県の施設がわらび座のほうに払い下げといいますか、確かりリニューアルされるようなことになりまして、大変張り切ってそれを運営していこうというような姿勢が見られているようで、まずその状況を注目したいと思っているところでございます。ぜひとも、このすばらしい自然、日本海、川、そして鳥海山全体を日本国中に知っていただくような観光としての、ぜひともそうした形をつくっていただければありがたいと思っているところです。

○柳田会長

どうもありがとうございます。それでこの鳥海山に関しては、これまで由利の1市10町、それぞれの町での意識が強かったのですが、これから一市七町が1つの市となって取り組むことによって、今までよりも密度が高くなります。即ち、力が出る取り組みができます。ただし、鳥海山は、仁賀保3町や、雄勝郡、山形県側との関係があるんです。鳥海山を本当に考えるとすれば、一市七町の市だけでは、十分ではありません。これまで、秋田県と山形県、即ち県レベルでの取り組みの力が足りなかったことを、痛切に感じてまいります。これから両県で、そして自治体としての市町村がお互いに連携を強める必要があります。

今日は、一市七町新市としてのその取り組みの方向について、まちづくりの中で考えていくことが大事であるなどということのご発言だったと思います。そこで、当面の問題として、一市七町の取り組みをどうするのかということのある程度の具体的なものを示してほしいという矢島町の議長さんのお話でした。

「新市まちづくり計画(案)」の作成は各町から出てきたものを事務局でまとめたものでしょうが、補足すべきことも考えられますので、事務局で答えられる範囲内で教えてください。

○事務局

ただいま、目玉としての鳥海山をどのように理解しているのかというご質問でございましたけれども、私ども基本計画をつくる時点でもお話しましたが、鳥海山は観光の中心であるということは話をしてまいりました。

そして、このせつかくある観光資源をどのようにして使っていくのか。百名山の中に謳われているこの鳥海山というものは、やはり山岳観光に限らず、裾野に至るまでの由利本荘市、そして仁賀保町、それから山形県、湯沢市のほうまで行きますが、こういう広大な観光資源を有効に使っていく、そして先ほども言いましたけども、誘客、お客を呼ぶための何か仕掛けをしなければならぬと。それをここに掲げてきたものでございます。

今までは行政の区域内での事業ということで、限界のあったものが一市七町まとまることによって、いろんなことができるのではないかと。それと同時に他エリアとの連携を図ることも、今まで以上に強くできるのではないかとというふうに考えているところでございます。それで、具体的にとい

いますと、これから具体的にどうやっていくのかということで、新市になってから話をしていくわけですが、こちらのほうの41ページのところに「産業づくりプロジェクト」の一番下のところの4行でありますが、私どもは、体験、滞在型リレーションゾーンとして、これをもっていきたい。そして、この観光は観光に限らず、農業、畜産、水産と結びついた地域産業の活性化にもつていきたい。具体的な話をしますと由利牛というブランド牛がいますが、なかなか食べることができないと。そういうものを生産から飼育までですか、一貫でやることによって、この農業、基幹産業である農林水産業と畜産、こういうものとの産業との結びつけによって、1つの観光産業、地域産業の活性化を図りたいというようなことを目標に掲げております。これを基にしましてこれから具体的なものを進めていきたいというふうに思っております。

なお、この鳥海観光につきましては今幹事会等で、新市の組織の中で話をしておりますが、総合支所といいますと、それぞれ前にも話をしましたように由利町は由利町の区域、矢島町は矢島町の区域というふうなことで総合支所になります。総合支所の中に鳥海観光ということで1つの重点的なものを置いたらどうかということも将来の検討の中に入れておりますので、そこら辺もご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○柳田会長

先ほど山について出ましたが、この地域は海の観光もあります。

この新しい市の魅力は、海の観光があり山の観光がある、そして中に農地が介在するというすばらしい素材を持っています。

いま鳥海山を主体にした山の観光の話になりなしたが、海の観光ということになりますと岩城町から本荘市、西目町の浜、あるいは西目町から象潟町に至るいわゆる由利海岸がエリアとなります。そこで、山とも結ぶ全国的に見てもすばらしいものができると思います。他にどなたか、はい、どうぞ。

○村岡兼幸委員(本荘市)

本荘市の村岡です。観光のことで一言お話ししたいと思います。東京から飛行機に乗って1万メートル上空から下を見たときに、鳥海山というのは高さとかそれから美しさだけではなくて、一番自慢できるのは裾野の広がりだと思います。多分富士山より北で一番裾野の広がっている山はやはり鳥海山であることは間違いないと思います。北海道まで行ってやると大雪山がそういう山なのかもしれません。そういう意味で、高さはもちろんですけども、裾野という言葉がいいかどうかは別にしてその裾野の広がりがあるということは、頂上が高いことの証でもあります。一市七町で裾野が広がったことによって、ぜひ頂上が高くなるような観光拠点づくりが大事だと思います。これまでももちろんそれぞれに個性あるまちづくりということで、観光拠点として鳥海山、それから鳥海高原は開発をしてきたわけでありましてけれども、一市七町が合併したことによって、この37ページを見ていて、いろいろなゾーンニングや連携も非常に大事だというのはわかりますけれども、こと観光という視点でとらえてみると、外から来た人が、県外客がじゃあこれでどこにまず行くかということ、あまり中心点がわからないんですね。中心核があつての、そして連携でありつながりだと思っておりますので、由利町でなければならぬとか矢島町でなければならぬということではなくて、誰もが皆思うことでしょうかけれども、この鳥海山、鳥海高原の中心核づくり。あるいは海であれば、例えば岩城の島式漁港のあたりの中心核づくりとか、そういうことがわかるような5年、10年かけてそれを整備して、成長させていくというような部分が若干足りないのかな。予算措置的にも足りないのかなという感じを受けておりますので、ある程度事務局のほうでも調整をして、また6月に再度提出をするということでもありますので、私どもの齊藤議長が言ったことの追加での提案でありますけれども、検討を重ねていただければと思います。

以上です。

○柳田会長

はい、どうぞ。

○大場重夫委員(矢島町)

ただいまの説明は、我々2、30年前からの説明で非常に21世紀に向け、一市七町がいよいよ躍動と創造のまちづくりに向けてスタートする段階に、いささか寂しく感じたわけでございます。たまたま昨日、小笠原諸島の小笠原村から8名の村会議員、2名の事務局、10名の方がみえられたわけです。その視察にみえた内容は光ファイバーの勉強ということでおいでになったわけでございますが、あのおり曇りがちでしたが、もっとも印象に残る鳥海山だけは、ぜひ拝見させていただきたいということ、たまたま2時ころあらわれまして感動を持ってお帰り願ったわけでございますが、やはり私たち地元におりまして鳥海山に対する関心というものと、開発に対する、これは私の一生の課題なわけでございます。あれほど特色ある全国にないサマースキー、ただいまスキーというものの特色を持って表現するならば、昭和47年、48年ごろ、企業局の佐々木タイゾウさんをお願い申し上げ、見積って7億か8億でホテルを含めた全部できるということで、運動展開した歴史があるわけでございます。たまたま民間の皆さんの反対でその夢破れたわけでございますが、そういう1つの過程の中で、依然として鳥海山に手つかずのまま、今日、一市七町が何をもって大きな夢を抱いてスタートするのかに対して、いささか不安を持っている一人でございます。山形県の月山スキー場が春スキーであれだけの人が来るということは、リフトがあるからなんです。60年代、全国のオリンピック選手を含めた鳥海山スキー大会も4回やって5回目にあまり希望者がいなかった。なぜというのは、8合目まで歩かなければいけないと、そういう歩く時代ではなくなったということだけ、皆さんご理解願いたいと、同時に全国に鳥海山しかない春、夏、サマースキーができるスキーをできるのは鳥海山だけだと、そういう1つのポイントポイントをお互いに理解しながら調整するのが、今日の姿ではなからうかということをお願い申し上げます。

○柳田会長

今、村岡さんまた大場さんから伺いましたが、市町村合併以前の場合は、指摘のような傾向があったことも事実です。市町村合併をする新市としての意識の高まりの中での結果と思いません。これまで、それぞれの町での計画がありました。それで私がこれまで県に対して、このような大きなプロジェクトは、県が先頭になってやっていただきたい、私たち市町村は県に協力するから是非推進するようにと力強く要望申し上げてきたのであります。新市誕生によって、県も是非とも先頭になり、県内はもとより山形県との連携を強めて行きたいと言っていたように頑張りたいと思います。この計画書によって、強く訴えていければいいと思います。いま計画について、県と協議中で内容の修正もあり得ることから、本日は委員各位の意見を参考にしたいと思います。今回は、県との協議が終わってないことから、継続審議にしたいと思います。いかがですか。

○阿部一雄委員(岩城町)

一市七町の枠組みの中で一番鳥海山からは遠い位置にある岩城町なんです。もう10数年前から1市10町の議長会が主催をいたしまして、毎年10月の下旬に合同議員大会を開かせていただいております。その中で、由利本荘の課題をいたしまして、鳥海観光、鳥海山という宝をどのように将来活かしていくのかというような話し合いがございまして、ともかく象潟町から、仁賀保町から西目町から由利町から、矢島町から通じるような町道、県道、あるいは伐採に使用されました林道等の一体化を図ろうと。そして、八幡町への道路を車が通れるようにきちんと整備してもらいたい。こういうことを昨年まで継続して、スローガンに掲げてやってまいりました。何も鳥海山のことに触れないで、黙って見過ごしてきたということではございません。それなりの大きな関心

を持ちながら、将来的には庄内地方と環鳥海の道路をつないでもらいたいというのが私たちの提案している議案だったんです。そういう一市七町の中で鳥海山をどうするかということも大事ですけども、もっと広い県域の中での、あるいは全国的なそういう観光、山という愛好者の皆さんに身近に来ていただけるような整備の仕方というものを、私はそのとき 20 年先になるか 30 年先になるか、あるいはできるかできないかわからないけれども、できるまで継続してこの問題は頑張っていきたいと思います。こういうようにしてまとめて今日に及んだということでございます。その辺のところは、よく矢島町の議長さんご理解をさせていただいて、お願いしたいと思います。

それと港の件が出ました。これも一市七町の枠組みの中での海の活用、観光、あるいは港の整備ということにとどまってよろしいのかなと、こういう感じがいたします。山形県から選出されました自民党の元幹事長の加藤紘一先生が、北日本の日本海側の将来は中国とロシア大陸の貿易、これにかかっておるんだと。ですから、道路とか港とか飛行場をつくるというのは地方にはやらないと皆そういうことを言うけれども、秋田県の、あるいは山形県の日本海側の将来の活性化ということを考えるならば、日沿道の整備は当たり前だ。空港の整備も当然だ。それに鉄道の高速化、新幹線、そして対岸貿易の可能な港をつくらなければ、裏日本の将来性はない。こういうようにおっしゃいました。職場の確保、そういうものがアンケートの中にも年代を問わず大変多く出されました。そういうことを考えますと、新市の将来の中ではもう一市七町の枠組みの中で、自分たちの生活エリアが良くなったからということではなくて、これだけグローバル化した世代の中で日本国内にも、対岸各国にも堂々とお付き合い願えるようなインフラ整備というものは、将来的に考えておく必要がないのか。もっと大きな面での将来の新市のあり方、そういうものも私はあってもよろしいのではないかなと思います。

○柳田会長

ご意見ごもっともでございます。はい、どうぞ。

○藤原友一委員(鳥海町)

先ほど、今阿部議長さんからお話があった件でございますが、毎年八幡町と鳥海町で鳥海山の手代というところから八幡町に向けて本当に林道で、やっと歩けるような道路がございます。それを何とか整備していただきたいということで、今後に同盟会といいますか、鳥海町と八幡町との町長、議員、あるいは事務局とも一緒になって毎年行っております。山形の加藤先生、あるいは村岡先生にも陳情まいったこともございますし、もう 10 年くらいやっておりますが、なかなかその進展がまず見えないでおるところでございます。何とかそれ、やはり先ほど阿部議長さんがおっしゃったように、ひとつ合併後には進めていただきたいなとこのようにご要望いたします。

○柳田会長

それで、さっき出た意見のように、鳥海山を主体とする山の大事さ、また海の大事さについて論議されたこと議事録に残ります。そのことによって、その大事さが新市に引き継がれていきますので、ご了解いただきたいと思います。

先ほどの地域イントラネットは、県と協議をしなければなりません。即ち、変更しなければなりませんので、継続審議にしたいということで提案してありますから、了解していただきます。また、今矢島町さん、それから鳥海町さん、由利町さんのほか皆さん方から出た大きな課題については、重要であります。これから当然取り組んでいかなきゃならない事項であります。新市にとどまらずに、他町と他郡と他県とこれまで長い年月をかけてきたことでもあり、大いに力を出し合って進めていくべきであります。先にも述べましたが、そういうことで、継続審議とご確認をいただきたいわけではありますが、いかがでしょうか。

○茂木好文委員(矢島町)

矢島町の茂木です。鳥海山の観光、あるいは海の観光等で観光問題の話が主でしたけれども、実は関連がありますのでお願いをしておきたいと思っておりますけれども、一市七町合併しますと1つのことでも、今まではばらばらやっていたものが1つで運動を展開することになり、今まで難しかったことが実現しやすくなる可能性があるというふうに私考えております。それで、77ページに「新市における県の事業の推進」という文書いてありますけれども、その2番の県道の整備の仁賀保矢島館合線というのがあるわけです。それで私も間もなく60になりますけれども、小学校のころからずっとかかっているんですけれども、未だに歩けるような状況の道路でない。一部はとても良い道路になっております。というようなことで、ひとつ私が知っている範囲だけで話して申しわけないんですけれども、こういう部分でこのあと合併しますと矢島だったり、鳥海だったり、矢島と東由利だったりというふうな交通の便も当然整備していかなければいけない部分だと思っております。県道につきましては、県だということじゃなくて、何とかこの一市七町のさっきの観光と同じような形で、県なり国にお願いをし、実施できるような形にさせていただきたいものだというお願いでございます。以上です。

○柳田会長

わかりました。暫時休憩します。

午後 1時38分 休憩

午後 1時50分 再開

○柳田会長

再開します。

先ほど継続審議と申し上げましたのは、現在さっき説明したものは県と内協議にあって、県がこれでOKとまだ言ってないんです。それで、県のほうもいいというのを受けて、この皆さん方から確認ということになります。そういうことで、継続審議にしたいとこういうことで申し上げたことでありますので、ご理解いただきたいと思っております。継続審議にして異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

ご異議なしと認めます。よって協議第57号「新市まちづくり計画(案)について」は継続協議と決定いたしました。

次に継続協議中の協議第33号の「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」は、今まで7回にわたり協議を重ねてまいりました。皆さん全員の意見を聞いたわけではありますが、今回特に今までと違ったご意見をお持ちの方がいらっしゃいましたら発言をしてください。はい、どうぞ。大内町の成田さん。

○成田正雄委員(大内町)

大内町の成田です。今、会長さんからほぼ決まっているようなニュアンスの言葉でありましたが、私もそろそろこれで8回目の協議会になりますので、そうした時期にあらうかと思っております。ただ、今まだこれで暗中、模索の段階かなと私は思います。それで理由は申し上げませんが、今日この機会を利用いたしまして、2号、3号のそれぞれの委員の方の話し合いの場を一度、今日持つてほしいと。今、西目町の議長さんからまたかという声もありましたけれども、何回重ねても、なかなか結論は出ないと思っておりますけれども、やはりそういう緻密な努力がいい結果をもたらすのではないかと、より安全な道を歩みたいと思っておりますので提案申し上げます。

○柳田会長

そのほかございませんか。ただいま大内町の成田委員から2号、3号委員が、これまで協議はしてきたんだけど、また再度協議したらというご意見でございますが、いかがでしょうか。協議することにご異議ございませんか。皆さんいかがですか。はい、どうぞ。

○齊藤栄一委員(西目町)

これまで何回となく話し合いをしてまいりました。議会側だけの話し合いであれば、方向づけができておりますし、また、3号委員の方々だけの話し合いであれば、またこれもまた方向づけがされております。一緒になった話し合いであれば方向づけはならないと、そういったこれまでの経緯、ずっとこれまでやってきました。ですから、私は2号、3号別々にやっては今までの結果と同じことじゃないかなというふうに思います。ですから、もし今結論を出そうとするならば、これはもう3分の2という規定は外して多数決でということであれば決定するだろうと思いますが、3分の2そのままの規定を適用するならば、私はもう今年1年かかっても無理ではないかなというふうに考えます。これまで何回となく会議に出席されておりましたように、気持ちが全然違ったということであれば別ですけども、私は元に戻れば皆同じ意見じゃないかなというふうに考えますので、これからまた1つの会議を開いても同じことではないかなというふうに思います。

○柳田会長

西目町の齊藤委員からは、同じ会議と申されましたが同じ会議でないかもしれませんが、そういう意味での成田さんのご発言だったと思っておりますが、そのほか何かご意見ございませんか。

会も7回ということで様々な角度から協議されてきました。それで、この合併については、とても重要な課題だということに思います。それで慎重にも慎重を期して、真剣に進めてまいったわけでありまして。それで、西目町の齊藤さんからは、今3分の2といってもなかなか決まらないから、過半数でと、前に進んだ話など出たわけでございます。それでは、2号、3号の皆さんで、もう1回話をされたらさらに地域の住民に納得していただける案が生まれてくるんじゃないかというようなことでの話し合いをと思うんですが、いかがですか。

○村上 亨委員(由利町)

由利町の村上です。大分今までもそれこそ何回も話をされてきたわけで、今西目町の議長さんから話しあったとおりでございますが、今そろそろという状況の中で、もう一度話し合うということは基本の基本だと思いますので、そのところはできれば短時間でも皆さんで一堂に会して、一度話し合いの機会を持ったほうがいいのではないかなと私は思います。提言としても、今2分の1というような提言も出されたようでございますので、その件に関しても協議になろうかと思っておりますので、一度その会を持ったらどうかと思います。

○柳田会長

はい、どうぞ。

○茂木好文委員(矢島町)

ずっと今まで会を重ねてきましたけれども、今、由利町の議長さん言ったような形と、それから私前回、もしくは前々回だと思いますけれども、第2案というか、話し合いも持ってもいいのではないかなというふうなことをご発言したことがございますので、そういう今決定の方法として3分の2じゃなくて、過半数という部分も含め、第2案的なものを考えている委員の方もおられるようでございますので、そういうことも含めましての話し合いなら、私は話し合いというか小委員会を開いてもいいのではないかなというふうに思います。

○柳田会長

小委員会を開くということについて、皆さんご異議ございませんでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

それでは、ご異議ないようですので、小委員会を開いていただきたいと思います。この際、暫時休憩いたします。

午後 2時00分 休憩

.....
午後 2時24分 再開

○柳田会長

それでは休憩前に引き続き会議を再開します。

小委員会の結果の報告をお願いします。2号委員を代表しまして、西目町の齊藤委員さん。

○齊藤栄一委員(西目町)

それでは、私から2号委員の会議の結果の報告をさせていただきます。結論から申し上げますと、これまでと同様であります。ただし、これは3分の2でいってれば、これはもうどうしようもないなということで、今日ここで投票しようということになりました。それで3分の2を規定を外して、過半数でもって原案を否決するか、可決するかということであります。以上です。

○柳田会長

次に3号委員を代表しまして、村岡委員よりお願いします。

○村岡兼幸委員(本荘市)

3号委員を代表して結果報告いたします。

今、同じように3号委員におきましても3分の2での決着ではなかなか決まらなと、いつまでたっても決まらないので、これだけ十分時間をかけて話し合ったので過半数で決着を今回しましょうということで皆さん一致をいたしました。それから、投票についてでありますけれども、いわゆる原案というのは在任特例を採用して7カ月ということであります。いろんな話があって、在任特例の7カ月を否決しただけであって、これで次の案として在任特例の6カ月とか5カ月が出てきたらそれは違つと、話が違つと、困ると。在任特例、7カ月を含め在任を否決をする投票になるということも踏まえた上で決着をしようとなりました。なぜならば7カ月にこだわる否決であれば、結局またゼロに戻るだけの話であつて、これで否決をしたらその次は即選挙か定数特例の中で話を詰めていくしかないというような決断をする投票になるという理解のもとで投票しなければならないという話になりましたことをご報告します。

○柳田会長

ただいま両代表委員より報告ありましたが、そのほか特にご意見ありましたらご発言ください。ただいま両委員からの報告では、原案について投票で決したいという意見でありました。これについて異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

それでは、投票で決めたいと思いますが、事務局のほうで今の村岡委員の言ったことについて、もう少し詳しく、わかりやすく説明してください。

○事務局

今、3号の村岡委員さん代表してお話したのは、原案の否決。原案といいますのは平成17年10月31日までの在任ということでございます。そのあとにその後の30人というのがありますが、これは今回置いておきたいと思います。それで、今回否決ということになれば、それは在任というものを否決するんだというお話でございました。要するに在任6カ月、5カ月とかという、また逆に在任10カ月、1年ということは今後あり得ないんだと。可決されれば、原案が可決されればそのまま通ります。否決された場合は、在任ということは、この後ないんだということで話をされましたが、その件でよろしいですか。

○柳田会長

そうすると在任が否決されれば、あとはすぐ選挙か定数特例でいくか、この2つに1つを選ぶということですか。皆さんどうぞ確認してください。はい、どうぞ。

○小松敏博委員(大内町)

委員長のほうから報告あったわけですけども、原案に対して可なのか否なのかの結論が出るわけですけども、在任そのものがだめで、あるいは3カ月が出る、あるいは4カ月が出るなどということはあり得ないのだと、こういうような報告でありましたが、原案に対して可なのか否なのかという結論が出たのであって、新たな提案があれば、それはまた議題に私はなると思います。そういうものでないだろうかというふうに思います。在任がだめだと、全部だめだというようなそういうものではないような感じするんですけども、事務局ではどういうふうにご理解するものですか、この点は。

○事務局

私どもは原案として17年10月31日まで引き続き議員でいることを否決するというのは、それは全体を否決するというのでよいのですかと私は逆に聞いてみたわけでございます。あくまでも、10月31日までの在任についての否決なのか、それともその時点でもう在任ということを考える選択肢を排除するのかと、そこを確認しておきたいんです。

○柳田会長

はい、どうぞ。

○佐藤 實委員(矢島町)

矢島町の佐藤ですけども、この在任についての今の審議の結論という、そこまでは審議委託されてないはずで、10月31日までという日付けをもって今審議されているわけで、在任そのものの否定ということには私はならないと思います。これは事務局のほうで提案されておりますので、事務局のほうからその内訳をきちんと説明していただかないと、10月31日がだめだということが、在任すべてがだめだと提案しているのか。そこら辺の説明をひとつお願いしたいと思います。提案説明をもう少し詳しくいただかないと、それは2号委員の中ではそういう話は出ませんでしたので、ただこの原案に対する賛否両論という話になりましたので、お願いしたいと思います。

○柳田会長

事務局。

○事務局

私のほうで確認をしたいと思います。

○柳田会長

では、暫時休憩します。

午後 2時32分 休憩

.....

(暫時休憩中、意義ある発言のため記載)

○村岡 兼幸委員(本荘市)

先程、方法論として小委員会の委員長として報告いたしました、個人として意見を述べたいと思います。

前会の協議会の中でも、住民代表の中で即選挙、原理原則にのっとっての意見も多くあります。また、定数特例をつかって、8つの町から必ず一定数のでるシステムとしての定数特例を採用しようとする意見も強くありました。しかし、中には8つの市町が1つになるために132人が力を合わせて短期間、バトンタッチゾーンとして、1つ重要な意義があるのではないかという意見もあります。自分自身も非常に揺れています。

そんな中で、今回議決をするということは、この先のプロセスを踏まえた上で決断をするということです。

ここで在任を否定したら、設置選挙になるか、定数特例の中で探っていくしかないわけでありまして、そのプロセスを踏まえて決断をするという重要な選挙ということを考えあわせると、132人という巨大議会という報道のされ方を、マスコミがしておりますが、8つの自治体、50年、100年続いた自治体が、新しい市をつくらうとしている、そういうスパンで見たときに、7カ月間という期間、新しい市をつくるために今まで新市発足後、決定をするという未決事項がたくさんあります。7カ月間で全てが決定するとは思いませんが、中には3カ月から6カ月の間で決められる事項がたくさんあるかと思えます。中には1年、2年というスパンも要して決める事項もあると思えますけれども、速やかに議会議員の方がそれを決定するという役割もあるでしょうし、あるいは、これから新しい仕組みになるにあたって地域審議会とか、地域自治組織は、スタートはしたものの走りださないとわからない面というのがたくさんあるかと思えます。

動きだしてから約7カ月間をかけて、由利本荘市にあっては地域自治組織あるいは地域審議会がこうやってつくっていくんだというための役割を担う重要な役割も私はあると思えます。

7カ月間を単に2回だけ議会をやることではなくて、例えば7カ月間212日のうち、土日を除いて平日は常設の委員会、専門部会をつかって、懸案の事項を決定するために、徹底的に議会議員の人は動いてもらおうと、これらの工夫の中でしていくかどうかを決定してやるのであれば、私はこの在任特例も非常に意味のある決定ではないかこう思います。

是非、マスコミの人も多くいますけれども、132人マンモス議会ということだけを強調するのではなくて、どうやって新しい市をつかっていくために在任特例を主張している人は、こういう形の中で1つの市をつくるためにやっているのだということを強調して書いていただきたいと思えます。

そういう意味合いの中で自分なりの判断をしていきたいと思えます。

.....

午後 2時50分 再開

○柳田会長

会議を再開いたします。

継続協議中の協議第 33 号の「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」は投票で決めたいと思います。

会議運営規程第6条によりますと、出席委員の3分の2以上の同意をもって進めるとしてありますが、この案件は非常にデリケートな内容であり、3分の2に達しない場合は否決となることから、先ほどの意見にもありますように、今回の投票では1票でも多いほう、つまり過半数で決めたいかがでしょうか。

本日の出席委員の3分の2以上の皆さんの賛同があれば、投票の過半数をもって協議会の決定としたいと思います。投票の過半数を持って協議の決定することに賛成の委員は挙手願います。

【挙手】

○柳田会長

全員が賛成であります。賛成が3分の2を超えておりますので、投票の過半数を持って協議会の決定といたします。

次に投票は、無記名投票といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

ご異議なしと認めます。よって無記名投票といたします。事務局は投票の準備を行ってください。

午後 2時53分 休憩

.....

午後 2時58分 再開

○柳田会長

それでは休憩前に引き続き会議を再開します。投票の準備が整いました。投票の方法につきまして、事務局より再度説明をいたします。

○事務局

そうしますと投票の方法を説明いたしたいと思います。原案である平成 17 月 10 月 31 日までの在任特例を適用するという原案につきまして、記載台の前で投票用紙をお配りしますので、賛成の委員は投票用紙のこの欄に○を書いてください。反対の委員は×を記入の上、無記名で投票願います。点呼を行いますので、順次記載台のほうにおいでいただきまして、投票用紙を受けとりまして投票願います。

それでは点呼を行いますので、書いて、折らないと入りませんので折って入れていただきたいと思います。なお2つ折りで結構です。なお、先ほど投票箱のほうは委員の皆さん方、何も入っていないのを確認いただいていると思います。それではよろしいでしょうか。では点呼に従って投票のほう願います。

本荘市 齊藤委員、本荘市 工藤委員、本荘市 東海林委員、本荘市 村岡委員、岩城町 阿部委員、岩城町 前川委員、岩城町 高橋委員、岩城町 三浦委員、大内町 成田委員、大内町 小松委員、大内町 佐々木委員、大内町 小笠原委員、西目町 齊藤委員、西目町 鈴木委員、西目町 三浦委員、西目町 須田委員、鳥海町 大友委員、鳥海町 松田委員、鳥海町 眞坂委員、鳥海町 藤原委員、東由利町 金子委員、東由利町 長谷山委員、東由利町 小松委員、東由利町 遠藤委員、由利町 尾留川委員、由利町 佐藤委員、由利町 村上委員、矢島町 鈴木委員、矢島町 茂木委員、矢島町 佐藤委員、矢島町 大場委員、由利地域振興局 井上委員、東由利町 阿部副会長、岩城町 加藤副会長、大内町 佐々木副会長、本荘市 柳田会長、矢島町 佐藤副会長、由利町 阿部副会長、西目町 三浦副会長、鳥海町 佐藤副会長。

【投票】

○柳田会長

投票漏れはございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

投票漏れなしと認めます。

これより開票を行います。開票立会人を3名指名いたしたいと存じますが、本席より指名してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

ご異議なしと認めます。よって開票立会人につきましては、これまで行いました投票のときの同じ町の委員をお願いしたいと思います。東由利町の長谷山光委員、西目町の須田妙子委員、鳥海町の大友あつ子委員の3名を指名いたします。開票立会人はステージにご参集願います。事務局、開票を開始してください。

【開票】

○柳田会長

それでは開票結果を事務局より発表いたします。

○事務局

開票結果を発表いたします。

投票総数 40 票。これは本日の出席委員の合致しております。

有効投票 39 票、無効投票 1 票。なお、無効投票につきましては白票であります。

有効投票中、原案を可とする票 21 票、原案を否とする票 18 票。

以上です。

○柳田会長

投票の結果、継続協議中の協議第 33 号の「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」は、原案を可決し、議員の定数は 30 名とし、現在の各市町の議員は平成 17 年 10 月 31 日まで在任することと決定しました。

これもちまして本日の協議事項はすべて終了しました。

この際、お諮りいたします。今協議会において協議されました案件等において、その字句、条項、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を会長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたします。

以上もちまして協議を終了いたします。

次第の5、事務局より次回の日程を連絡いたします。

○事務局

次回第18回協議会の開催日は6月16日、第3水曜日ですが、午後1時30分より、当本荘由利広域交流センターで開催いたします。

以上です。以上もちまして、第17回の協議会の終了させていただきます。ありがとうございました。

○柳田会長

どうもご苦労さまでした。ありがとうございました。

午後 3時20分 閉会